

令和4年度第2回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 議事録要旨

開催日時	令和4年12月23日（金） 午前10時から午前11時30分まで
開催場所	長久手市保健センター会議室
出席者氏名 （敬称略）	瀬戸保健所健康支援課 課長補佐 岡元洋子 長久手市教育委員会 指導主事 荒川ひとみ 名古屋東公共職業安定所 次長（業務担当） 田中一男 尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト 就労支援コーディネーター 有田幸奈 長久手市身体障害者福祉協会 会長 加藤勝 ほっとクラブ 会長 山口恭美 社会福祉法人百千鳥福祉会 理事長 竹田晴幸 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 事務局長 見田喜久夫 特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター センター長 住田敦子 愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科 教授 宇都宮みのり 長久手市福祉部長 川本満男
欠席者氏名 （敬称略）	医療法人和合会和合病院 精神保健福祉士 氏益香菜 学校法人滝の坊学園 長久手市児童発達支援センター こぐまっこ施設長 桃井陽子
審議の概要	1 あいさつ 2 議題 (1) 令和4年度事業の進捗状況の報告 (2) こどもの発達相談室・児童発達支援センターこぐまっこの実績報告 (3) 障がい者タクシー料金助成事業に関する見直しについて
公開・非公開の別	公開
傍聴者の人数	0人

1 あいさつ

2 議題

(1) 令和4年度事業の進捗状況の報告

○事務局

(資料1に基づき報告)

○委員

資料1別添3のみまもり台帳申請書について、平常時の見守り活動は誰が行うことを想定しているか。

○事務局

平常時の見守り活動は主として、台帳の提供先である民生委員・児童委員、地域包括支援センター及び障がい者基幹相談支援センターが行う。また、みまもり台帳申請書のグレー網掛け箇所の情報については、避難行動要支援者名簿として、自治会連合会やまちづくり協議会等の地域団体にも提供する。地域全体で協力して見守りを行っていきたい。

○委員

福祉の家は福祉避難所に指定されており、同じ福祉の家にある社会福祉協議会は、災害時における市との連携関係を明確化していきたいと考える。社会福祉協議会においても独自に災害対応に向けたマニュアルを備えてはいるが、市との連携協定の締結や、訓練の実施も展開していきたい。

○委員

医療的ケアが必要な人（以下、「医療的ケア児」または「医療的ケア児者」という。）の支援体制について、他の地域でも実態把握がなされていない等なかなか整備が進んでいない。今後新規で一宮市に医療的ケア児者の入所施設ができる予定がある。

相談支援体制については、特に障害児相談について、他の地域でも課題となっている。背景として、相談支援専門員のなり手がいないこと、離職や事業所の閉鎖が続くことが挙げられている。

地域生活支援拠点整備については、体制整備を行ったものの実態が伴わない拠点多いことが県内でも課題である。実態を伴った効果的な拠点内容に整備を進めていくことが必要とされている。

○委員

相談支援体制整備における相談支援専門員の数について、いつまでにどの程度増やすといった具体的な目安はあるか。

○事務局

すぐさま増やすことは難しいと考えるが、令和5年2月に相談支援事業所が1者増える予定がある。また、既存の相談支援事業所においても人材育成を行っていただいております、プロジェクトチーム（以下、「PT」という。）で考えた施策を今後併せて実施することにより、おおよそ3年後には相談支援事業所を1者、相談支援専門員を2～3人は増やしたいと考える。

○委員

相談支援事業所の中には、相談支援専門員が一人で相談支援を行う事業所も多く、そういった体制は相談支援専門員にとって心理的負担が大きい。地域の相談支援専門員同士が繋がれる仕組みづくりが、人材育成には効果的である。

○委員

障がいのある人が困りごとを相談したいときに、まず初めにどこに相談すべきかを、わかりやすく周知する必要がある。各相談先の役割分担の明確化は大切。

○会長

役割を明確にし利用者に伝えることは、相談支援専門員の負担軽減にも繋がる。相談支援専門員を支援する仕組みづくりも含め、体制整備を進めていただきたい。

○委員

近年は、在宅でリモートでの就労支援を受けることもできるようになり対面する機会が減っていることに加え、セルフプラン利用者は、支援者との関わりがより少なく孤立してしまいがちである。数年後に相談支援体制が整備され、そういった方々が計画相談支援を利用できるようになったとしても、その頃には個人の課題が膨らんでいる可能性もある。やむを得ずセルフプランを利用する間も、市や支援者と繋がる仕組みがあると良い。

○委員

相談支援専門員の育成については、相談支援専門員同士が横で繋がることややはり大切。また、相談支援専門員の相談先を確保することも重要で、基幹相談支援センターはその役割を担っていると思われる。尾張東部権利擁護支援センターでは、虐待案件も含めた支援の在り方等について、基幹相談支援センターへのアドバイスも行っており、弁護士や司法書士による専門相談を実施することも可能である。

また、尾張東部権利擁護支援センターでは、虐待防止研修も含め支援者向けの

研修を年間30～40回開催しているが、参加者は高齢者の支援者が多く、障がい者の支援者の参加率が低い。市からも声をかけていただくなど、障がい者の支援者の研修受講機会を増やしていただきたい。

○委員

医療的ケア児者への体制整備PTについて、実施したヒアリングの内容や現段階で把握している課題を伺いたい。また、PTの到達点にある「仕組みづくり」について、報告書には盛り込まれる予定か。

○事務局

ヒアリングの内容は、医療的ケア児者に関する支援の状況、暮らしへの影響や負担、相談先、将来に向けた意見や要望等である。暮らしへの影響は大きく、経済的負担やきょうだい児のケアに関する課題を多く伺った。また、預かり先である保育園や小学校等にもヒアリングを実施し、支援や介助の状況、支援に関する困りごとや体制づくりへの課題等を伺った。医療的ケアに関する知識や経験不足の課題に加え、トイレが狭いといった物理的問題や、看護師の確保が難しいといった課題が挙げられた。

とりまとめる報告書には、ヒアリング等の結果を踏まえ、医療的ケア児者への支援施策の中で、どの施策を優先的に取り組んでいくかまでを盛り込む予定である。

○委員

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定に伴い、教育現場では医療的ケア児の受け入れを拒否することや、保護者の付き添いをお願いすることはできないこととなった。しかし、現実では県立の特別支援学校でも受け入れ体制が整っていない学校もあり、その場合、公立の学校で受け入れることとなる。公立の現状としては、保育園には専任の看護師がいるが小学校では訪問看護を利用するなど、それぞれ支援体制が異なっている。一貫した受け入れ体制の仕組みづくりが急務である。

(2) こどもの発達相談室・児童発達支援センターこぐまっこの実績報告

○事務局

(資料2に基づき報告)

○委員

こどもの発達相談室への相談形態はどのようなか。

○事務局

令和4年度の相談173件のうち、形態の内訳は、電話相談26件、保育園等への訪問相談12件、来室相談135件である。電話相談されてから来室される方や、保育園等へ訪問し状況を見させていただいたのちに来室相談につながる方など、形態はさまざまである。

○委員

相談件数について、小学生以上の相談が相対的に少ない。小中学校との連携が不可欠と思われるが、取り組み状況はいかがか。

○事務局

教育委員会と連携したり、校長会での説明を行ったり先生達の見学もある。教育委員会からの助言を受け、令和5年度は改めてこぐまっこの実施している保育所等訪問支援の説明を行う。現在こぐまっこは保育園や幼稚園を対象に保育所等訪問支援を実施しているが、制度としては小中学校を対象とすることも可能である。こぐまっこに通所中の児童が小学校に進学することなどもきっかけとしつつ、小中学校への訪問にも拡大し、教育現場との連携を進めていきたい。

○委員

資料2の2(3)児童発達支援の利用状況について、利用人数の月平均19.9人は、延べ人数からの算出か。

○事務局

児童発達支援の1日の利用定員は30人であり、19.9人は、令和4年4月から9月までの延べ利用人数2,347人から一日の平均利用人数を算出したもの。月ごとの平均値としては、9月は一日23.1人、10月及び11月は一日23.9人と着実に伸びている。こぐまっこが開所した令和3年10月から令和4年3月までの令和3年度実績は、延べ利用人数1,543人、一日利用平均13.5人であった。

また、保育所等訪問支援は、利用者は概ね月1回実施しており、令和3年度は半年間で延べ利用人数76人、月平均12.7人であることから、令和4年度は保育所等訪問支援に非常に注力していただいていることがわかる。本事業は、こぐまっこと保護者の契約ではあるものの、保育所等の職員への助言や情報共有、指導方法の確認等も行っていることから、職員にとっても役立つものである。

○委員

医療的ケア児の受け入れ状況について、1名は保護者同伴で通所とあるが、どのような状況か。

○事務局

看護師の増員等について、運営側とも協議しながら、児童発達支援センターの役割として引き続き受け入れ体制の整備を進めていく。

○委員

受け入れ体制を整備するにあたり、医療的ケアの専門職の確保も課題になると思われる。市内には愛知医科大学病院があるため、そういった大きな医療機関の専門職の方とつながり、課題を共有していくことが長久手市のオリジナルではないだろうか。

○委員

こぐまっこの相談件数は今後さらに増えていくと思われ、ひきこもりや不登校に関する相談も増加が予想される。コロナ禍によって、ひきこもりの状態にある人は10万人増加したと言われている。文部科学省の行った調査では、小中学生の不登校の要因として「無気力・不安」が第一に挙げられており、ひきこもりや不登校は、個々の問題ではなく体制の問題であるという意見もある。今後、地域で取り組むべき課題として捉えていく必要がある。

○委員

こぐまっこの利用対象者の上限は何歳か。

○事務局

障がい児への福祉サービスは原則18歳までの利用だが、特例で20歳まで利用できることもある。こどもの発達相談室として0歳から20歳までを対象としているものの、数件それより上の方からの相談も受けている。小中高生向けのパンフレットも作成している。乳幼児以外の方にも広く利用していただきたい。相談件数は増えてきているが、引き続き周知の協力をお願いしたい。

(3) 障がい者タクシー料金助成事業に関する見直しについて

○事務局

(資料3に基づき説明)

見直しに係る検討の結果、変更しないこととする。

(質疑等特になし)

○会長

これで議事は終了する。

○事務局

次回は令和5年5月頃に開催予定。令和5年度はながふく障がい者プランについて中間見直しを行うため、本会議は3回開催予定。

(閉会)